

西川リビング(株)法務室室長	吉兼 令晴 様
丸三綿業(株)代表取締役社長	富澤 順 様
和田哲(株) 技術顧問	夏目 一郎 様
東洋羽毛工業(株)CS推進部課長	佃 光明 様
西川産業(株)品質管理室室長	池田 努 様
蔭山(株)営業部商品開発担当次長	小島 祥栄 様
西川産業(株)日本睡眠科学研究所所長 オブザーバー	古川 雅嗣 様
日本ふとん製造協同組合専務理事 (一社)日本寝具寝装品協会	只野 悟 様 中村 富夫

## 4期：第四回コンプライアンス委員会議事録

1. 開催日時 平成29年11月15日(水)午後5:00～5:30
2. 開催場所 (一社)日本寝具寝装品協会日本橋小舟町事務所 ☎03-6661-0213
3. 議題 (1)上期試買テスト結果判定審議の件
  - ・ 備長炭シート50×110cm内包敷の適性表記について
  - ・ リフォーム製品への品質表示者登録番号使用で消費者トラブルの件
  - ・ GFマーク辞退とJFMA退会による品質表示者登録番号辞退の承認の件(2)下期試買テスト実施促進の件
  - ・ 類似未登録の品質表示者登録番号不正記載羊毛混敷の対応について(3)その他

### 議事録

#### 議題(1)

中村 JBA : ■備長炭シート入り合繊敷 A社製品

試験機関(一財)ボークン品質評価機構より製品に備長炭シートが表層部にサイズ50×115cmで入っている。表面積比26%であり誇大表示可能性示唆。

10月11日付 A社返答文書

胴体部分に相当し効率的配置を意図したが、優良誤認の指摘があるので、今後明確にするため、備長炭シート使用面積を品表枠外に表記することとする。

判定：上記にて対応表記の経過観察事項とする。

■リフォーム加工羽毛ふとんに品質表示者登録番号記載 D社工場

松本市消費者センターから販売苦情扱いでJBA宛に、リフォーム加工内容、データ履歴確認の問合せ。

品質表示者登録番号制度に則しない品質表示ラベルへの登録番号使用である。

9月12日付 D社返答

本日以降、リフォーム受託加工品への品質表示者登録番号の使用中止する。今後は、OEM先の社名を記載する。

判定：品質表示者登録番号規程不適正使用の警告事項とする。

★下記を品質表示者登録事業者と日本羽毛製品協同組合他に連絡告知する。

・リフォーム加工製品の **JBA 品質表示者登録番号記載** の禁止徹底！

リフォーム加工ふとん品質表示ラベル内の表示者欄に、品質表示者登録番号記載した製品での消費者トラブルが多発しております。

(例) 詰めもの 表示内容 ダウン〇%フェザー〇% 空欄

(例) 詰めもの重量 表示内容 足し羽毛 0.2kg のみ記載

リフォーム以前の詰めもの品質が不明となり今後のメンテナンスに支障をきたしております。

また、品質表示者登録番号規程において、リフォーム品への記載は不適正使用に該当致します。

品質表示者番号規程 (ふとん品質表示規程集から抜粋)

序文 品質表示を行う際の表示者名として付する

第5条2項 品質表示に限定して使用するものである。

第5条3項 品質表示内容に一切の責任を有する。

\*リフォーム品販売及び加工業者へのお願い事項

- ・各加工品の生産販売履歴を個人名、単品データ含めてカルテ管理を徹底
- ・旧側地端切れと旧品表をリフォーム加工品と同送か、カルテ台帳に保存。

■GFマーク辞退届と日本ふとん製造協同組合会員退会申請への処遇 R社  
平成27年～28年試買テスト警告先のR社は平成28年秋より自主的にGF  
マーク使用中止していた。

平成29年10月20日付 R社社長文書とGFラベル同梱着荷

GFマークの使用辞退届 と 残在庫GFラベルの返却であった。

また同封で、JFMA日本ふとん製造協同組合退会意思の申請内容もあった。

JFMA事務局にもR社退会の確認をしてもらった。

(只野JFMA専務：規程で実務上R社退会は年度末3月31日付となる)

判定：R社のGFマークラベル辞退届受理、及び品質表示者登録番号規程により品質表示者登録番号使用差し止めが承認された。

議題(2)

中村JBA :Y社製 羊毛混敷に類似未登録の品質表示者登録番号不正品が露見している。

11月15日付 仲介販売業者K社文書回答内容

Y社工場及び店頭在庫品の表示者名を、家表法の繊維製品取扱い法規に則し、差し替え、貼り替え作業を実施する。

記載経緯含め、小売GMS、卸先、仲介販売業、製造工場4社の丸投げ対応が一番の元凶である。偽証 含め再報告の重要経過観察事項となる。 以上